⑻　やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成29年４月１日から平成29年６月30日まで	10
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成29年４月１日から平成29年６月30日まで	1

第９　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類別に定める量に関する事項

１　第８の２の⑴から⑻までに定める第２種特定海洋生物資源ごとの平成28年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

⑴　あかがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業（うち１そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。）	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	575

⑵　いかなご

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成28年７月１日から平成28年８月31日まで	616

⑶　さめがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	北緯42度１分東経143度９分２秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成28年５月１日から平成28年６月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成28年３月１日から平成28年４月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成28年２月１日から平成28年３月31日まで	4,304

⑷　まがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成28年９月１日から平成28年10月31日まで	729

⑸　やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成28年４月１日から平成28年６月30日まで	6,565

２　第８の３の⑴から⑻までに定める第２種特定海洋生物資源ごとの平成29年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

⑴　あかがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業（うち１そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。）	平成29年４月１日から平成29年５月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成29年４月１日から平成29年５月31日まで	575